

錦糸町マルイ 御中 (FAX: 03-3635-4382)

## 搬出入届(1日利用分)

『搬出入届』をFAXにて送信いただく場合は  
送信した内容を電話にてご連絡ください

作業日 年 月 日( )

主催団体名 担当者氏名 Tel

利用施設 8F展示室(サンライズホール) A・B・C・D 9F会議室 1・2・3・4・5

### 【搬入】 (B2F 荷捌場 ・ 1F 防災センター入口)

時間	団体名・メーカー名	車種	台数	人数
AM・PM : ~ :				
AM・PM : ~ :				
AM・PM : ~ :				
AM・PM : ~ :				
AM・PM : ~ :				

### 【搬出】 (B2F 荷捌場 ・ 1F防災センター入口)

時間	団体名・メーカー名	車種	台数	人数
AM・PM : ~ :				
AM・PM : ~ :				
AM・PM : ~ :				
AM・PM : ~ :				
AM・PM : ~ :				

- \*搬出入は時間厳守でお願いいたします。留め置きは**30分以内**です。
- \*搬出入時は必ずステッカーをダッシュボードに置き、防災センターの指示に従ってください。
- \*搬出入はマルイ防災センター(B2F/1F)で必要事項を記入し、バッチを受け取り  
終了時は、必ず 返却してください。(※万が一紛失された場合は、9F事務所までお越しください。)
- \*届出・時間・台数等に**変更**がある場合は、**当会館に連絡**してください。  
連絡先 すみだ産業会館 Tel:03-3635-4351(AM9:00~PM8:00)
- \*搬出入車両**10台以上**の場合は、**B2F荷捌場と1F駐車場入口付近2箇所に整理員を配置**してください。

●B2F荷捌場

配置整理員様名

●1F駐車場入口

配置整理員様名

- \*使用できるエレベーターは、8F展示室(ホール)は貨物用**EV5号機(一番左)**のみです。  
9F会議室は、**EV8号機(一番右)**をご利用ください。

ホール届出 書類(黄)	サポートC 提出	書類原本ファイル (水色)

## すみだ産業会館 個人情報の取扱いについて

- すみだ産業会館、墨田区が所有する施設の利用及び事業に関する全ての書類で記入された個人情報は墨田区に帰属します。
- 取得した個人情報は個人情報保護法に則り、適切に管理を行います。
- 指定管理者（株式会社 丸井）は、墨田区条例及び規則に定める事業を遂行する範囲内でのみ利用者の個人情報を取得し、利用します。主な事業は以下の通りです。
  - すみだ産業会館 各室利用予約・利用申請など
  - 施設予約システムによる区内他施設の利用予約・利用申請など
  - すみだ産業会館、墨田区、墨田区が定める公的団体が実施する事業の参加申込、事業案内の送付（希望者のみ）など
- 取り扱う個人情報は直接本人から取得いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
  - 本人の同意を得たとき
  - 法令又は条例に定めのあるとき
  - 本人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき
  - 出版、報道等により現に公知性のある個人情報を取得するとき
  - 指定実施機関（墨田区長）があらかじめ墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の意見を聞いて、本人以外のものから取得することを特に必要と認めたとき
- 取得した個人情報は外部に提供、開示いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部または一部を外部に提供、開示する場合があります。
  - 本人の同意を得たとき
  - 法令又は条例に定めのあるとき
  - 本人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき
  - 墨田区条例及び規則に定める事業を遂行するために、必要最小限の範囲で情報を提供する場合（例：すみだ産業会館、錦糸町マルイの共用部の利用に関する届出《※搬入出時の使用届など》に必要な情報）
  - 公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合
- 取得した個人情報については開示請求、訂正要求、利用停止要求を行う事が出来ます。この場合、個人情報保護法に則り、適切に対応致します。

すみだ産業会館 指定管理者

**株式会社 丸井**

2023.4.改訂 サイズA4 株式会社 丸井